#### 地方卸売市場 知多南部総合卸売市場業務規程施行細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、地方卸売市場知多南部総合卸売市場業務規程(以下「規程」という。) の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(臨時営業及び臨時休業の承認)

第2条 卸売業者が休日に営業し、又は開場日に休業しようとするときは、あらかじめ臨時営業、休業承認申請書(様式第1号)を開設者に提出し、承認を受けなければならない。

(販売開始時刻等)

第3条 規程第6条に規定する卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、取扱品目の部類 ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、開設者は必要があると認めるときは、これを 変更することができる。

青果部 販売開始時刻 午前 7時

販売終了時刻 午前11時

水産物部 販売開始時刻 午前 6時

販売終了時刻 午前10時

2 前項の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴等をもって知らせるものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の承認申請)

第4条 規程第7条の規定による承認申請は、卸売業務承認申請書(様式第2号)とし次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

申請者は法人であるものとする。

- ア 定款及び規約
- イ 登記簿謄本
- ウ 代表者の履歴書
- エ 代表者の住民票の写し
- オ 代表者の市区町村長の発行する身元証明書
- カ 主な株主又は出資者名簿
- キ 役員及び従業員名簿
- ク 貸借対照表(過去2ケ年)
- ケ 損益計算書(過去2ケ年)
- コ 代表者の市町村民税の納税証明書(最近年度)

- サ 預金残高証明書
- シ 誓約書
- ス 営業に必要な許認可証の写し
- セ その他開設者が必要と認める書類

(承認証の交付)

第5条 開設者は、規程第7条の規定により卸売業務の承認をしたときは、卸売業務承認 証(様式第3号)を交付するものとする。

(誓約書の提出)

第6条 卸売業者は、卸売業務の承認を受けたときは、速やかに誓約書(様式第4号)を 開設者に提出しなければならない。

(保証金の額)

第7条 規程第10条の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、別表第1のとおりとする。

(卸売業者章の交付)

- 第8条 開設者は、卸売業者が前条の規定による保証金を預託したときは、卸売業者章(様式第5号)を交付する。
- 2 卸売業者は、卸売業務を行うときは、前項に規定する卸売業者章を着用しなければな らない。
- 3 卸売業者章を亡失又は損傷したときは、当該卸売業者は、その旨を開設者に届け出て 申請者の負担により卸売業者章の再交付を受けなければならない。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併承認申請)

第9条 規程第15条第3項の規定による承認申請は、卸売業務営業譲渡・譲受承認申請書(様式第6号)又は卸売業務合併承認申請書(様式第7号)により開設者の承認を受けなければならない。

(名称変更等の届出)

第10条 規程第16条第1項の規定による届け出については、名称変更等届出書(様式 第8号)により開設者に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第11条 卸売業者は、規程第17条に基づき、当該書類を開設者に提出しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の承認申請)

- 第12条 規程第18条の規定による承認申請は、仲卸業務承認申請書(様式第9号)と し次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 申請者が個人である場合

- ア 履歴書
- イ 住民票の写し
- ウ 市区町村長の発行する身元証明書
- 工 従業員名簿
- 才 資產調書 (固定資產評価証明)
- カ 営業実績書(過去2年間の確定申告書の写し)
- キ 市町村民税の納税証明書(最近年度)
- ク 預金残高証明書
- ケ 誓約書
- コ 営業に必要な許認可証の写し
- サ その他開設者が必要と認める書類
- (2) 申請者が法人である場合
  - ア 定款及び規約
  - イ 登記簿謄本
  - ウ 代表者の履歴書
  - エ 代表者の住民票の写し
  - オ 代表者の市区町村長の発行する身元証明書
  - カ 主な株主又は出資者名簿
  - キ 役員及び従業員名簿
  - ク 貸借対照表(過去2ケ年)
  - ケ 損益計算書(過去2ケ年)
  - コ 代表者の市町村民税の納税証明書(最近年度)
  - サ 預金残高証明書
  - シ 誓約書
  - ス 営業に必要な許認可証の写し
  - セ その他開設者が必要と認める書類

(承認証の交付)

第13条 開設者は、規程第18条の規定により仲卸業務の承認をしたときは、仲卸業務 承認証(様式第10号)を交付するものとする。

(保証金の額)

第14条 規程第19条第3項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、別表第1 のとおりとする。

(仲卸業者章の交付)

- 第15条 開設者は、仲卸業者が前条の規定による保証金を預託したときは、仲卸業者章 (様式第11号)を交付する。
- 2 開設者は、前項に規定するほか仲卸業務の効率的な取引を確保するため仲卸補助者の

必要があるときは、仲卸補助者承認申請書(様式第12号)により、申請者の負担により、仲卸補助者章(様式第13号)を交付することができる。

- 3 仲卸業者及び同補助者は、仲卸業務を行うときは、第1項及び第2項に規定する仲卸 業者章及び仲卸業者補助者章を着用しなければならない。
- 4 仲卸業者章及び仲卸業者補助者章を亡失又は損傷したときは、当該仲卸業者及び仲卸 補助者は、その旨を開設者に届け出て申請者の負担により仲卸業者章又は仲卸業者補助 者章の再交付を受けなければならない。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併承認申請)

第16条 規程第21条第3項の規定による承認申請は、仲卸業務営業譲渡・譲受承認申請書(様式第14号)又は仲卸業務合併承認申請書(様式第15号)により開設者の承認を受けなければならない。

(名称変更等の届出)

第17条 規程第22条第1項の規定による届け出については、名称変更等届出書(様式 第16号)により開設者に届け出なければならない。

(報告書の提出)

- 第18条 規程第23条第1項の規定による報告書は、仲卸業務売上高報告書(様式第17号)により毎月10日までに開設者に提出しなければならない。
- 2 仲卸業者は決算報告書を毎事業年度の末日から起算して90日を経過する日までに、 開設者に提出しなければならない。

(準用規定)

第19条 第6条の規定は、仲卸業者について準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

- 第20条 規程第24条に規定する届出は、売買参加者届出書(様式第18号)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 個人である場合
    - ア 履歴書
    - イ 売買参加者が卸売業者の承認取り消しに該当しないことを誓約する書面
    - ウ 業務に必要な許可証の写し
    - エ その他開設者が必要と認める書類
  - (2) 法人である場合
    - ア 代表者の履歴書
    - イ 売買参加者が卸売業者の承認取り消しに該当しないことを誓約する書面
    - ウ 業務に必要な許可証の写し
    - エ その他開設者が必要と認める書類

(売買参加者章の交付)

- 第21条 開設者は、規程第24条の規定により売買参加者の届出を受けたときは、売買参加者章(様式第19号)及び帽子を交付する。
- 2 開設者は、前項に規定するほか、売買参加者の効率的な取引を確保するため売買参加 者補助者の必要があると認めるときは、売買参加者の負担により売買参加者補助者章(様 式第20号)及び帽子を交付する。
- 3 売買参加者及び同補助者は、卸売業者の卸売に参加するときは、第1項及び第2項に 規定する売買参加者章、売買参加者補助者章及び帽子を着用しなければならない。
- 4 売買参加者章及び売買参加者補助者章又は帽子を亡失若しくは損傷したときは、当該 売買参加者は直ちにその旨を開設者に届け出て売買参加者の負担により売買参加者章及 び売買参加者補助者章又は帽子の再交付を受けなければならない。

(名称変更等の届出)

第22条 売買参加者は、規程第25条第1項の規定による届け出については、名称変更 等届出書(様式第21号)により卸売業者に届け出し、卸売業者は写しを開設者に届け 出なければならない。

(準用規定)

第23条 第6条の規定は、売買参加者について準用する。「承認を受けたとき」は「市場において取引をするとき」とする。

第4節 関連事業者

(関連事業者の承認申請)

第24条 規程第26条第2項に規定する申請は、関連事業承認申請書(様式第22号) とし添付書類については第12条の規定を準用する。

(承認証の交付)

第25条 開設者は、規程第26条第1項の規定により関連事業の承認をしたときは、関連事業承認証(様式第23号)を交付する。

(関連事業者の保証金の額)

第26条 規程第28条第3項の規定による関連事業者の預託すべき保証金の額は、別表 第1のとおりとする。

(報告書等の提出)

- 第27条 規程第29条に規定する報告書は、第1種関連事業者にあっては、翌月10日 までに関連事業月間売上高報告書(様式第24号)を開設者に提出しなければならない。
- 2 規程第29条に規定する報告書は、第1種関連事業者にあっては、決算報告書を開設 者に提出しなければならない。

(準用規定)

第28条 第6条の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 卸売市場の業務の方法

(受託物品の即日販売)

- 第29条 卸売業者は、上場できるときまでに受領した受託物品をその当日に販売しなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。 (上場の順位)
- 第30条 物品の上場順位は、同種物品の市場到着順とする。ただし、受託契約約款に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 同一品目に属する受託物品と自己の計算による卸売の物品とが同時に到着したときは、 受託物品を先に上場しなければならない。
- 3 卸売業者は、前2項の規定により難い理由があるときは、上場順位を変更することができる。

(上場の順位の決定及び変更)

第31条 卸売業者は、あらかじめ定めた上場単位に基づき上場しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(売買取引の方法)

第32条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、現品又は見本によって行うことが困難であるときは、銘柄によることができる。

(現品の下見)

- 第33条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合には、その販売開始 時刻前に参加する者が下見ができるよう当該物品を卸売場に配列しなければならない。
- 2 卸売に参加する者は、現品又は見本の下見を行い、取引の円滑化に努めなければならない。

(売買取引の単位)

第34条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、 この限りでない。

(指値その他の条件の明示)

- 第35条 卸売業者は、受託物品に指値(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。) その他の条件がある受託物品を販売しようとするときは、販売開始時刻前に指値、その 他の条件がある旨を当該物品に表示し、かつ上場の際その旨を呼び上げなければならな い。
- 2 卸売業者は、前項の表示及び呼び上げをしないで販売を開始したときは、指値その他 の条件をもって売買参加者に対抗することができない。

(指値等のある未販売受託物品の措置)

第36条 卸売業者は、前条第1項に係る受託物品を相当の期間内にその条件によりこれ

を販売することができないときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、直ちに販売しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(せり売の方法)

- 第37条 せり売は、その販売物品について品名、産地、出荷者、等級、数量、その他必要な事項を呼び上げ又は表示した後開始しなければならない。
- 2 せり落としは、せり人が最高申込価格(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。) を3回呼び上げたときに決定し、その申し込み者をせり落とし人とする。ただし、呼び 上げ回数は状況に応じ、これを増減することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず指値のある物品については、その最高申込価格が当該指値に 達しないときは、この限りでない。
- 4 せり人は、最高価格(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)の申し込み者が 2人以上あるときは、抽選、その他適当な方法によってせり落とし人を決定しなければ ならない。
- 5 せり人は、せり落とし人が決定したときは、価格(消費税額及び地方消費税額を除く。)、 数量及びせり落とし人の番号を呼び上げなければならない。

(呼値の方法)

- 第38条 売買取引の呼値は、金額で呼称しなければならない。 (入札の方法)
- 第39条 入札は、卸売業者がその販売物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量 その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後入札に参加する者(以下「入札者」とい う。)に対し、一定の入札書に入札者の番号、入札金額(消費税額及び地方消費税額を除 く。以下同じ。)その他必要な事項を記載させて行わなければならない。
- 2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札をした者を落札者とする。
- 3 入札については、第37条第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。 (入札の無効)
- 第40条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。
  - (1) 入札者を確認し難いもの
  - (2) 入札金額その他必要な事項が不明なもの
  - (3) 同一人が2通以上の入札書により入札したもの
  - (4) 入札者がその入札に際し不正又は不当な行為をしたもの
  - (5) 規程若しくはこの細則又はこれらに基づく指示に違反したもの
- 2 前項の場合には、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当該入札は無効である 旨を知らせなければならない。

(異議の申立て)

第41条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし、又は落札の決定に異議があ

るときは、直ちにその旨を開設者に申し立てることができる。

2 開設者は、前項の異議の申し立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直 し、又は再入札を指示することができる。

(相対売又は定価売の方法による卸売の明示)

第42条 卸売業者は、規程第36条第1項第1号及び第2項(第5号、第6号に係るものに限る。)及び第36条の規定により相対売又は定価売の方法により卸売をしようとするとき、又はその物品の販売方法を変更しようとする場合は、その販売開始時刻前に当該物品にその旨を表示しなければならない。

(売買仕切書)

第43条 規程第38条第1項に規定する売買仕切書は、受託物品売買仕切書(様式第25号)とする。

(委託手数料)

- 第44条 規程第39条に規定する委託手数料の率は、次に掲げる取引品目ごとの率とする。
  - (1) 野菜及びその加工品

愛知県内産 100分の8

愛知県外産 100分の8.5

(2) 果実及びその加工品 100分の8

(3) 生鮮水産物及びその加工品 100分の6

(卸売代金の変更)

- 第45条 規程第43条ただし書きの規定により、検査員が正当な理由があると確認する場合とは、次の各号の一に該当したときとする。
  - (1) 市場取引の経験から予見できないか、瑕疵があって、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
  - (2) 委託者が故意、又は過失により、粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。
  - (3) 表示された量目と内容が著しく相違しているとき。
  - (4) せり人の故意、又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。 (売買参加者以外の者への卸売届出書)
- 第46条 規程第47条第2項に規定する届出は、売買参加者以外の者への卸売届出書(様式第26号)とする。

(物品の市場外保管場所指定の申出書)

- 第47条 規程第48条第2項に規定する申出書は、市場外保管場所指定申出書(様式第27号)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 指定場所の施設の種類、規模及び構造を記載した書面
  - (2) 指定の必要性の理由を記載した書面
  - (3) 指定場所の位置を記入した図面

(卸売業者から買い入れることが困難な場合)

- 第48条 規程第50条第2項に規定する仲卸業者が、その取扱商品を市場の卸売業者から買い入れることが困難な物を、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合とは、次の各号の一に該当するときとする。
  - (1) 卸売業者が、通常の取り引きに於いて、当該市場の仲卸業者の承認に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売りをしていないとき。
  - (2) 卸売業者が、通常の取り引きに於いて行う卸売が、当該市場の仲卸業者の承認に係る取扱品目の部類に属する品物について、その仲卸業者の需要を十分に満たすことができないとき。
  - (3) 仲卸業者の承認に係る取扱品目の部類に属する物品について、当該市場の卸売業者の卸売価格が当該卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れる場合より常時高く、不利益となるとき。

(卸売業者以外の者からの買入承認申請)

- 第49条 規程第50条第3項の規定による承認申請書は、卸売業者以外の者からの買入 承認申請書(様式第28号)とする。
- 2 規程第50条第5項の規定による届出は、仲卸業者買入物品販売届出書(様式第29 号)とする。

(卸売物品の売買参加者の明示)

第50条 規程第53条第1項の規定による措置は、当該物品に売買参加者の番号又は、 名称による標識を施すものとする。

(買受物品の引取りを怠った場合)

- 第51条 規程第53条第3項に規定する売買参加者が、買受物品の引き取りを怠ったと 認められるときは、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 卸売業者が、引渡しの準備を完了し、売買参加者に引き取りを請求したにもかかわらず、売買参加者が正当な理由がないのにこれを引き取らないとき。
  - (2) 売買参加者の所在が不明で、引き取りの請求ができないとき。

(保管費用及び差損金の支払い)

第52条 規程第53条第3項に規定する保管費用は、売買参加者がその物品を引き取ったとき、同条第4項に規定する差損金は、卸売業者が他の者に卸売をした当日に、これを支払わなければならない。

(卸売業者の届出事項)

- 第53条 卸売業者は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、速やかにその旨を 開設者に届け出なければならない。
  - (1) 売買参加者が、買受代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)の支払いを怠ったとき。
  - (2) 卸売業者が、規程第53条第3項の規定により売買参加者の費用で卸売物品を保管

し、又は催告しないで他の者に卸売をしたとき。

(3) 売買参加者が、前条の保管費用若しくは、差損金の支払いを怠ったとき。 (物品の品質管理の方法)

第54条 規程第54条の規定により、卸売業務に係る物品の品質管理の方法は別に定めるとおりとする。

#### 第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

- 第55条 規程第56条第1項、又は第2項の規定により、市場施設の使用の指定、又は 許可を受けようとする者は、市場施設使用指定・許可申請書(様式第30号)により、 開設者に申請しなければならない。
- 2 開設者は、前項の指定、又は許可をしたときは、市場施設使用指定・許可書(様式第31号)を交付する。
- 3 開設者は、前項の指定、又は許可をした後であっても、市場の管理運営上特に必要があると認めるときは、その位置、面積、使用期間、その他使用条件を変更することができる。
- 4 第6条の規定は、規程第56条第2項の規程により、使用の許可を受けた者について 準用する。

(使用期間)

第56条 市場施設の使用期間は1年以内とし、これを更新することができる。

(原状変更の申請)

- 第57条 規程第59条第1項ただし書きの規定により、市場施設の原状変更の承認を受けようとする使用者は、市場施設原状変更承認申請書(様式第32号)に設計図書、見積書、その他開設者が必要と認める書類を添付して、開設者に申請しなければならない。
- 2 使用者が、市場施設に看板、装飾、広告物等を設けるときは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。
- 3 市場施設の原状変更の承認を受けた使用者は、工事等の完成後遅滞なくその旨を開設者に届け出て、その検査を受けた後でなければ、これを使用することができない。

(工事施行及び賠償の免責)

- 第58条 開設者は、市場運営上施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施 行することができる。
- 2 前項の場合において、使用者が工事施行のためやむを得ない損害を被ることがあって も、開設者は、その賠償の責めを負わない。

(施設の維持)

第59条 開設者は、市場施設について使用者に対し、その使用状況、保健衛生及び災害 予防について、検査し又は必要な措置を指示し、若しくは使用を制限することができる。 2 開設者は、使用者が前項の指示、又は制限に服さないときは、使用者に代わって必要 な措置を執行することができる。この場合の費用は、使用者の負担とする。

(災害の予防)

第60条 使用者は、火気の使用及びその取り扱いに十分注意するほか、火災の予防について必要な措置を講じなければならない。

(環境の保持)

- 第61条 使用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等により、常に市場施設を清潔 に保持しなければならない。
- 2 使用者は、商品、容器その他の物件を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。
- 3 使用者は、通路、排水路、便所その他共通の使用施設については、共同して清掃又は 消毒しなければならない。
- 4 前項に規定する共同使用者は、清掃又は消毒に関する責任者及び費用の負担方法その他必要な事項を定めて、開設者に届け出なければならない。
- 5 開設者は、第3項に規定する清掃又は消毒に関し、必要があると認めるときは、その 区画及び費用の分担を指定することができる。

(修繕費用の使用者負担)

第62条 市場施設のうち、点滅器、照明器具、扉の把手、ガラス、その他構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、使用者の負担とする。

(施設の返還)

第63条 規程第60条の規定により、市場施設を返還する場合は、速やかに開設者に、市場施設返還届出書(様式第33号)を提出し、10日以内に開設者の検査を受けて、返還しなければならない。

(損害賠償)

第64条 規程第60条の規定により、市場施設を返還すべき者が、10日以内にこれを返還しないときは、その者は返還期限の翌日から返還を完了するまでの使用料相当額に、返還の遅延により開設者に損害を与えた場合には、その損害額を加算した額を賠償しなければならない。

(使用料)

第65条 規程第63条第1項の規定による市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。

(使用料の計算)

- 第66条 使用面積は、1平方メートルに満たないとき及び1平方メートル未満の端数が あるときは1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が1カ月に満たない場合の使用料は、日割り計算による。この場合に於ける 日割り計算の方法は、月額料金を30で除した額に、その日に於いて使用した日数を乗

ずるものとする。

- 3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (使用料の納付期限)
- 第67条 市場の使用料の納付期限は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 卸売業者は、市場使用料のうち、当該月の卸売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3.8に相当する額については、その月分を翌月20日までに納付しなければならない。
  - (2) 月額による使用料については、当該月分を毎月20日までに納付しなければならない。
  - (3) 前2号以外の市場使用料については、その使用の許可を受けた際に納付しなければならない。
- 2 開設者は、特別の事情がある場合においては、前項各号の納付期限を変更することが できる。

(使用料の減免)

第68条 規程第64条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第34号)を開設者に提出しなければならない。

#### 第5章 雜則

(帳票簿の保存)

第69条 卸売業者は、規程第38条第1項の売買仕切書については、その作成の日から 2年間、帳簿類については、その閉鎖の日から5年間保存しなければならない。

(許可証等の返還)

- 第70条 仲卸業者、仲卸補助者若しくは売買参加者又は関連事業者が、その資格を失ったときは、許可書又は承認書、記章及び帽子を直ちに開設者に返還しなければならない。 (入場の禁止等)
- 第71条 開設者は、次の各号の一に該当する者に対し、その入場を禁止し、又は退場を 指示することができる。
  - (1) 市場業務に支障を及ぼす行為を行った者、又は行うおそれがあると認められる者
  - (2) 危険物又はごみ、その他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者 (組合)
- 第72条 売買参加者又は関連事業者は、売買参加者又は関連事業者をもって組織する組合等を結成したときは、その規約(法人にあっては定款)、役員の氏名、組合員数を開設者に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(掲示事項)

- 第73条 開設者は、次の各号に掲げる場合においては、市場内にこれを掲示する。
  - (1) 規程第4条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこ

とを定めたとき。

- (2) 規程第5条ただし書の規定により、開場の時間を変更したとき。
- (3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を廃止したとき。
- (4) 関連事業者の業務を承認し、若しくはその業務の停止を指示したとき、又はその業務の承認を取消したとき。
- (5) 規程第32条の規定により、売買を差止めたとき。
- (6) 規程第33条第3項の規定により衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示したとき。
- (7) 第3条の規定により販売開始時刻及び販売終了時刻を変更したとき。
- (8) 市場に関する法令又は規程若しくは細則に改廃があったとき。
- (9) 前各号のほか、開設者が掲示する必要があると認めるとき。

附則

この細則は、昭和61年5月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成5年2月9日から施行する。 附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。 附 則

この細則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。 附 則

この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。 附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。 附 則

この細則は、令和2年6月21日から施行する。

# 別表第1

### 保証金の額

	業者	保証金額		
卸売業者	¥. ∃	2,000 万円		
仲卸業者		500 万円		
関連事業者	第一種	500 万円		
	第二種	500 万円		
加工処理施設用地		200 万円		
金融機関		500 万円		

# 別表第2

# 使用料の額

20,1411.5.12							
種別	金額						
卸売施設		につき、その額の1,0009 卸売場面積1平方メートルにつ					
買荷保管積込所	1 平方メ	ートルにつき月額		600円			
冷蔵庫使用料	月額	2	200,	000円			
業者事務所	1平方メ	ートルにつき月額		600円			
仲卸施設使用料	1 平方メ	ートルにつき月額	2,	000円			
加工施設使用料	1平方メ	ートルにつき月額	1,	000円			
加工処理施設用地	月額		80,	000円			
関連店舗	第1種	1平方メートルにつき月額	2	,000円			
	第2種	1平方メートルにつき月額	1	,000円			
銀行詰所	月額		50,	000円			

注 加工処理施設用地以外は、表の金額に消費税額及び地方消費税額を加える